平成２１年（フ）第１１６号
東京都西東京市東町２丁目12番６号　アルベルゴ保谷206号
債務者　賀川　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２１年（フ）第１２２号
島根県浜田市国分町811番地
債務者　仲元　　守
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第２２号
島根県江津市川平町南川上545番地
債務者　高橋　　徹
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第２５号
島根県江津市二宮町神主ハ169番地４　柿本コーポ15号室
債務者　高橋　陽子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月26日午後１時10分
松江地方裁判所浜田支部

平成２２年（フ）第６６号
釧路市益浦４丁目２番126号　ＭＣ１―126号室
債務者　蔵本　房恵
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１０５号
釧路市入江町15番12号
債務者　脇　　梢（旧姓塚田）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１０８号
釧路市昭和南３丁目14番11号
債務者　武田　幸恵
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１１８号
釧路市昭和中央６丁目20番９号　Ｌｅｏ　ｂｙ　ＵＲＢＡＮ103
債務者　伊良　和正
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１２２号
釧路市旭町19番３号
債務者　宮下　有三
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１２３号
釧路市愛国西１丁目13番７号　ドミール愛国103号室
債務者　宮崎さゆり（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月28日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第７９号
岡山市東区西大寺射越298番地１　サンビレッジゆたかＤ―201
債務者　中村　　清
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２３３号
岡山市北区西之町15番地101
債務者　後藤　恵美（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７０号
岡山県玉野市田井２―14―２　石田アパートＢ、住民票上の住所岡山県玉野市宇野４丁目12番８号
債務者　佐藤千恵美
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

破産手続終結

平成２１年（フ）第１５８８９号
東京都墨田区緑４丁目36―６―1003
破産者　横山　信一
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７４９３号
埼玉県三郷市三郷３丁目19―１―505
破産者　清川　　淳
1　決定年月日　平成22年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部